

令和5年2月定例会 消費者・環境対策特別委員会（事前）

令和5年2月7日（火）

〔委員会の概要〕

喜多委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思いません。

【説明事項】

○提出予定案件について（説明資料，説明資料（その2））

【報告事項】

○「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画（案）」について

（資料1-1，資料1-2）

谷本政策監補兼危機管理環境部長

2月定例会に提出を予定しております消費者・環境対策関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

令和5年度当初予算分として消費者・環境対策特別委員会説明資料，令和4年度2月補正予算の先議分として消費者・環境対策特別委員会説明資料（その2）を御用意しております。

説明につきましては、まずはじめに危機管理環境部関係につきまして御説明を申し上げ、順次、各所管部から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まずはじめに、消費者・環境対策特別委員会説明資料により、令和5年度当初予算について御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。危機管理環境部における令和5年度主要施策の概要についてでございます。

2，2050年カーボンニュートラルの実現に向け、グリーントランスフォーメーション施策を推進するため、複数の戦略を一元化した新たなGX推進計画の策定や自然エネルギーの導入加速，水素社会具現化に向けた情報発信などの気候変動対策の推進をはじめ，3，関係市町村等へ一般廃棄物の減量化や再生利用等に関する技術的援助，廃棄物処理業者への立入調査の実施等により廃棄物処理対策を推進するとともに，海洋ごみ問題に対応するため，海岸漂着物対策の一層の推進など廃棄物処理対策及び循環型社会形成の推進や2ページの4，水質が良好で多様な生物が育成できる美しく豊かなとくしまの里海づくりの推進や，環境監視や立入調査による汚染物質の排出抑制を図る大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等対策の推進などに取り組んでまいります。

また，6，複雑化・多様化する消費生活相談に対応するため，県消費者情報センターの

機能強化を図るとともに、消費者庁と連携し、全世代への消費者教育やエシカル消費などを推進し、全国発信する、全国をけん引する消費者行政・消費者教育徳島モデルの推進をはじめ、7、消費者庁新未来創造戦略本部や関係者等との人的ネットワークを活用し、国際連携体制を強化するとともに、国際的な消費者課題の解決に向けたフォーラムの開催など消費者政策の国際拠点化の推進などに取り組んでまいります。

続きまして、6ページを御覧ください。令和5年度一般会計当初予算案でございます。

消費者・環境対策関係の令和5年度一般会計当初予算案の総額は、総括表最下段のA欄に記載のとおり、29億3,043万1,000円となっております。

このうち、危機管理環境部の予算額は、同表一番上のA欄に記載のとおり8億1,563万5,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

7ページを御覧ください。部別主要事項でございます。

まず、グリーン社会推進課におきまして、資料の中段、環境衛生指導費の摘要欄①のア、新規事業、とくしまGX推進計画策定事業については、2050年カーボンニュートラルの達成に向け、徳島県気候変動対策推進計画と関連する複数の戦略を一元化し、新たなGX推進計画を策定するための経費でございます。

同じく摘要欄①のイ、県有施設・自家消費型太陽光発電率先導入事業については、徳島県版・脱炭素ロードマップに掲げる目標である2030年自然エネルギー電力自給率50パーセント超を達成するため、初期費用を低減するPPAモデルを活用し、県有施設に自家消費型の太陽光発電及び蓄電池を率先導入するための経費でございます。

その他経費と合わせたグリーン社会推進課の予算総額は、最下段計に記載のとおり、合計で1億9,705万円でございます。

8ページを御覧ください。環境指導課におきまして、環境衛生指導費の摘要欄①、廃棄物ゼロ社会づくり推進費については、廃棄物の発生抑制や資源の循環的な利用を促進するとともに、海岸漂着物対策等を推進するための経費でございます。

その他経費と合わせた環境指導課の予算総額は、中段計に記載のとおり、合計で9,256万1,000円でございます。

9ページを御覧ください。環境管理課におきまして、公害対策費の摘要欄⑤、分析測定機器等整備事業費については、大気及び水質の常時監視体制の充実強化に必要な装置等を整備するための経費でございます。

その他経費と合わせた環境管理課の予算総額は、最下段計に記載のとおり、合計で2億3,679万7,000円でございます。

10ページを御覧ください。消費者政策課におきまして、消費者行政推進費の摘要欄①のア、新規事業、未来を拓く！徳島発信SDGsアクションプロジェクトについては、デジタル社会に即した全世代への消費者教育、若い世代のアイデアを活用した未来型エシカル消費の推進など消費者庁と連携し、徳島モデルを全国に発信するための経費でございます。

資料の下段、計画調査費の摘要欄①のア、世界へ発信！消費者政策「国際拠点化」推進事業については、2025年開催の大阪・関西万博に向け、国際消費者フォーラムを開催するなど、本県の先駆的な取組を国内外へ発信するための経費でございます。

その他経費と合わせた消費者政策課の予算総額は、最下段計に記載のとおり、合計で2億8,922万7,000円でございます。

24ページを御覧ください。その他の議案等といたしまして、条例案でございます。

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の一部改正でございます。エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例で参照する法律名の修正、条ずれ等の修正など所要の整理を行うものでございます。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際、1点御報告を申し上げます。

資料1-1を御覧ください。瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画（案）についてでございます。

本計画につきましては、さきの11月定例会において素案を御報告させていただきました。その後、11月25日から12月26日にかけて実施したパブリックコメントや、徳島県湾・灘協議会、徳島県環境審議会での御審議を踏まえ、計画（案）として取りまとめたところでございます。

主な変更点といたしましては、豊かな里海の実現に向け、海の栄養分不足への対策を進めてもらいたいとの御意見を踏まえ、5基本的な施策のⅠ水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保におきまして、二つ目の・、栄養塩類濃度の管理に向けた取組の推進を明記いたしております。

今後、県議会での御論議を経て、本年3月に策定、公表したいと考えております。詳細につきましては、資料1-2を御参照ください。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

吉岡農林水産部副部長

続きまして、農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の委員会説明資料の3ページ、令和5年度主要施策の概要についてでございます。

本県の基幹産業である農林水産業の振興に向け、環境にも配慮しながら各種施策を展開してまいります。

1、環境負荷低減による持続可能な農林水産業の推進では、環境に配慮した持続可能な農林水産業を実現するため、徳島県みどりの食料システム戦略基本計画に基づき、化学肥料や化学農薬の使用量の低減や有機質資材の循環利用、バイオマスや水力の有効活用、環境負荷低減につながる技術開発を進めるとともに、家畜排せつ物の適正な管理及び利用を促進してまいります。

2、環境を重視した多様な森林づくりの推進では、間伐や造林など適正な森林整備を継続的に進めるとともに、公有林化や保安林指定などによる森林の適正管理を推進してまいります。また、企業・団体等と連携した協働の森づくりなど、県民総ぐるみでの森林づくりを推進いたします。

3、野生鳥獣被害対策の推進では、進入防止柵の整備や保守点検、人材の育成など集落ぐるみで実施する防護対策の推進やI o Tの活用による生息状況等の調査と見える化を進

め、捕獲対策を強化してまいります。

続きまして、提出予定案件について御説明を申し上げます。6ページでございます。

農林水産部における令和5年度一般会計当初予算につきましては、総括表の5年度当初予算額欄の上から2段目に記載のとおり、14億6,738万4,000円をお願いしております。

11ページでございます。令和5年度の主要事項につきまして、御説明を申し上げます。

もうかるブランド推進課でございます。有機農業や特別栽培などの持続性の高い農業の推進に要する経費として、合計で3,115万5,000円を計上しております。

鳥獣対策・ふるさと創造課でございます。鳥獣対策の推進や狩猟者育成に要する経費など、合計で4億1,518万円を計上しております。

12ページ、畜産振興課でございます。家畜排せつ物などの適正処理の推進に要する経費として951万8,000円を計上しております。

スマート林業課でございます。造林や間伐などの森林整備の支援や、県や市町村における公有林化の推進に要する経費など、合計で8億1,655万1,000円を計上しております。

13ページ、水産振興課でございます。カワウによる内水面重要魚種の被害防止に要する経費として127万5,000円を計上しております。

農林水産総合技術支援センター経営推進課でございます。環境にやさしい生産技術の導入によりグリーンな栽培体系への転換を支援するための経費など、合計で2,493万2,000円を計上しております。

14ページ、農山漁村振興課でございます。農村地域における自然エネルギーの活用を支援する経費として1,665万8,000円を計上しております。

森林整備課でございます。水源地域における荒廃森林の復旧整備や保安林の指定及び管理に要する経費など、合計で1億5,211万5,000円を計上しております。

以上、農林水産部の令和5年度当初予算額は、合計欄に記載のとおり、14億6,738万4,000円となっております。

続きまして、委員会説明資料（その2）の1ページでございます。

繰越明許費の変更でございます。11月議会において繰越明許費を御承認いただきましたスマート林業課の森林環境保全整備事業費につきまして、6億9,432万円へ変更をお願いするものでございます。

提出予定案件の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

松野県土整備部長

それでは、委員会説明資料4ページを御覧ください。令和5年度主要施策の概要でございます。自然との共生や、ゆとりとうるおいのある環境づくりに配慮した公共事業の推進、生活環境の向上と公共用水域の水質保全、県民の安全・安心を確保するための民間建築物所有者等が行うアスベスト除去工事への支援に取り組んでまいります。

次に、6ページを御覧ください。県土整備部の令和5年度一般会計当初予算につきましては、表の下から3段目、左から2列目の5年度当初予算額欄に記載のとおり、6億1,421万2,000円を計上しております。

15ページを御覧ください。県土整備部の主要事項でございます。

まず、住宅課でございます。民間建築物の所有者が行うアスベスト除去工事の支援に要

する経費として200万円を計上しております。

次に、河川整備課でございます。海岸漂着物等の回収・処理及びその発生抑制に要する経費として1,500万円を計上しております。

次に、水・環境課でございます。浄化槽の整備促進と適正な維持管理の推進に要する経費など5億7,721万2,000円を計上しております。

16ページを御覧ください。次に、運輸政策課でございます。海岸漂着物等の回収・処理及びその発生抑制に要する経費など2,000万円を計上しております。

18ページを御覧ください。2、流域下水道事業会計でございます。ア、業務の予定量につきましては、流域関連市町は、鳴門市、松茂町、北島町、藍住町、板野町の5市町で、処理水量等は記載のとおりでございます。

19ページをお開きください。イ、収益的収入及び支出の収入につきましては、流域下水道管理運営負担金や長期前受金戻入など、1、事業収益欄に記載のとおり、合計10億400万1,000円を計上しております。

20ページを御覧ください。支出につきましては、指定管理料や減価償却費など収入と同額の合計10億400万1,000円を計上しております。

21ページを御覧ください。ウ、資本的収入及び支出の収入につきましては、企業債や補助金など、1、資本的収入欄に記載のとおり合計6億225万1,000円を計上しております。

22ページを御覧ください。支出につきましては、企業債償還金をはじめ、収入と同額の合計6億225万1,000円を計上しております。

23ページを御覧ください。エ、企業債、オ、一時借入金、カ、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及びキ、他会計からの補助金につきましては、記載のとおりでございます。

県土整備部関係の説明事項は、以上でございます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

榊教育長

2月定例会に提出を予定しております教育委員会関係の案件は、令和5年度当初予算案でございます。その概要につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料の5ページを御覧ください。はじめに、教育委員会関係の令和5年度主要施策の概要についてでございます。

まず、消費者教育の推進につきましては、成年年齢引下げに伴い、地域や関係機関と連携し、子供たちの発達段階に応じた系統的・体系的な消費者教育を推進するとともに、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画することができる消費者力の育成を図ってまいります。

環境教育の充実につきましては、脱炭素社会の実現に向け、持続可能な社会の創り手の育成を図るとともに、エネルギーに関する理解の深化や放射線に関する正しい理解を促進してまいります。

次に、6ページを御覧ください。令和5年度一般会計当初予算額でございますが、総括表にございますように、教育委員会合計で、3,320万円をお願いしておりますが、前年度当初予算額に比べ、290万円の減となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、各課別の予算額及び事業内容の主なものについて御説明させていただきます。

17ページを御覧ください。まず、教育創生課でございます。計画調査費の①地方創生の深化のための支援費及び教育指導費の①指導諸費におきまして、アのとくしまGXスクール推進事業では、脱炭素社会の実現に向けた取組を行う学校を、本県独自にとくしまGXスクールとして認定し、児童生徒一人一人の意識改革と行動変容を促す取組の推進に要する経費として510万円を計上しております。

次に、学校教育課でございます。教育指導費の①学校教育振興費におきまして、イの「エシカル甲子園」プロジェクトでは、持続可能な社会づくりに挑む若者を育成するため、積極的にエシカル消費を実践している全国の高校生が、その取組に関する発表を行うエシカル甲子園の開催に要する経費として1,000万円を計上しており、その他経費を合わせた学校教育課の予算総額は、2,810万円となっております。

教育委員会は以上でございます。

なお、教育委員会関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

喜多委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

山田委員

それでは、私のほうから数点聞きたいと思います。

まず、説明があった瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画案の概要について、前の委員会でも議論してきたんですけれども、改めてこの概要について御報告いただけますか。

相原環境管理課長

山田委員から、瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画の概要について伺いたいとの御質問がありました。

本計画におきましては、平成28年の11月に策定した現行計画から、今回、見直しをするものでございます。

見直しに当たりましては、令和3年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正、また、令和4年2月、国の瀬戸内海環境保全基本計画の変更を踏まえ、県計画の策定をするものでございます。

素案を11月の議会で御審議いただきまして、今回、素案からの変更点としましては、パブリックコメントの結果、5名から22件の御意見を頂いたところです。

資料1-1の5基本的な施策にお示しした五つの施策のうち、Ⅱ沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全では、沿岸生態系の保全の視点が重要である。Ⅴ基盤的施策の着実な実施では、今後とも里海に関する環境教育、環境学習を推進してもらいたいなどの御意見を頂きました。

また、徳島県湾・灘協議会、徳島県環境審議会では、基本的な施策のⅠ水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保において、豊かな里海の実現に向け、海の栄養分不足への対策を進めてもらいたいなどの御意見を頂きました。

このうち、里海に関する環境教育の充実については、基本的な施策Ⅴの山、川、里、海の一連の水循環・物質循環を一体的に捉えた子供たちへの水環境教育の充実として、既に計画に盛り込んでいることから、素案からの主な変更点としましては、流域における健全な水循環、物質循環機能の維持回復について、生態系の保全を図ることを追記いたしました。

具体的には、資料1-2の基本的な施策Ⅱ、ページで言いますと49ページになります。49ページの（6）健全な水循環・物質循環機能の維持・回復の中で追記させていただきました。また、海の栄養分不足への対策については、栄養塩類の管理に向けた取組の推進を明記し、ノリ、ワカメ養殖漁場への施肥技術の改良や、旧吉野川浄化センターでの季節別栄養塩の運転管理についての実証実験に加えまして、現在の海域の栄養塩等の濃度調査に取り組むこととしております。

山田委員

今、概要の説明を受けました。

その中で、実は前の委員会でも相原環境管理課長のほうから答弁があった、新規事業になっている大阪ブルー・オーシャン・ビジョン。この中身について御報告いただけますか。

相原環境管理課長

大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向けて、海岸漂着物等の発生抑制の啓発に更に取り組むこととしております。

具体的には、環境指導課の新規事業となっております。

喜多委員長

小休します。（10時59分）

喜多委員長

再開します。（10時59分）

相原環境管理課長

大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの件についてお答えします。大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの2050年の実現を見据えまして、内陸から沿岸にわたる流域全体で関係主体が一体となって、ごみの減量化やリサイクルの推進、不法投棄対策に取り組みます。ま

た、プラスチックを含む海洋ごみの現状の発信や、小・中学生向けの環境学習動画を作成し、それらを活用した啓発等を通じまして、県民の海洋ごみ発生抑制に関する意識の向上を図ってまいります。

また、海岸漂着物対策に御協力いただけるボランティアの方を、海岸漂着物処理推進法に基づく徳島県海岸漂着物対策活動推進員として委嘱しまして、ボランティア活動の活性化やネットワークづくり、県民への普及、啓発等に取り組んでまいります。

山田委員

僕が聞いたのは、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの中身なんですけれども、NGO団体から、この実効性への疑問が出て、そもそも海洋流出ゼロにするためには、地上での使い捨てるプラスチックごみの削減が必須だという声が圧倒的に出ています。

そこら辺の問題点に対して、どういうふうに対応されているのかという点と、実は海に流入したと見られるプラスチックごみ量に比べて、海面で見つかるプラスチックごみ量が少ないと。ナノ化現象というふうなことも言われたりもしておるんですけれども、これらの問題もあると思いますので、これは付託委員会のほうで結構ですから、調べてもらって、御答弁を頂きたいと思います。

そして、これの関連の質問で、今、話があった徳島県の海岸漂着物対策活動推進員については、徳島県ではどのようにしていこうとしているのか。それと、四国の他県での状況が分かっていたら教えていただきたいと思います。

松本環境指導課長

今、山田委員から海岸漂着物の処理の推進員についての御質問がございました。

これは、海岸漂着物処理推進法に基づいて定まっている制度でございます。今まで、本県においては、この制度での活用というのはなかったところでございます。

今後、ボランティア等の中で、海岸漂着物対策について識見がある、あるいは意欲がある方に、この海岸漂着物処理推進員を委嘱いたしまして、いろいろな海岸漂着物対策を進めていっていただこうと思っております。

他県の状況ということでございますけれども、ちょっと今、手元には詳細資料がございませんけれども、他県におきましても先進的な活用をされている所があるかと思えます。そちらのほうは今、資料がございませんで、申し訳ございません。

山田委員

そうしたら、これも付託委員会のほうで。既に香川県とか愛媛県は見られるような状況で、令和3年度、4年度から先行スタートされているけれども、徳島県では今回やると。やることについては非常に重要な意味があると思いますけれども、同時に、先ほどの大阪ブルー・オーシャン・ビジョンも、実はG20の時の決定ですから、大変タイムラグがある。徳島県が採用するに当たって、その辺も含めて何でかなという思いもあるので、また聞かせていただきたいと思えます。

そして、この問題で、前の委員会の時に、藻場や干潟の減少について答弁されました。徳島県では270ヘクタール、干潟でも119ヘクタールという格好になっていると。相原環境

管理課長のほうから、農林水産部で、藻場の再生に向けた取組をしているところでございますと答弁があったんですけれども、農林水産部としては、これらについて、どういう状況になっているのか、お答えください。

太田農山漁村振興課長

ただいま山田委員より、藻場の造成について御質問を頂きました。

藻場については、魚介類の産卵の場や稚魚の保護、育成の場となり、海域の水質浄化機能を有し、水産資源の増殖にとって重要な役割を果たしているところですが、近年、環境の変化によりまして全国的に減少しております。

このことから、漁業者からも藻場の造成に対する要望が強く、本県では平成17年度から造成事業を実施しているところがございます。

平成17年以降、随時、藻場については対応しておるところでございますけれども、令和3年度の進捗状況としまして、28地区、17ヘクタールの藻場造成を完了しておるところでございます。今年度につきましては、日和佐工区で工事を実施しておるという状況でございます。

山田委員

これについても、積極的に取り組んでいていただきたいと思います。

次に、この委員会でも議論をされ、今年度の目玉と言われていたPPA事業です。太陽光発電に関するPPA事業の事業者契約状況について、まず御報告いただけますか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま山田委員から、PPA事業、いわゆる太陽光発電初期費用0円事業の御質問を頂きました。

現在のところ、2社から事業プランの提示がございまして、太陽光パネルのみの設置をする太陽光単体プラン、それから太陽光パネルと蓄電池を同時に設置するプラン、既に太陽光パネルのみを設置している県民向けの蓄電池単体プランを県のホームページで紹介しているところがございます。

それから、県では一昨年12月に、徳島県版の脱炭素ロードマップを策定しまして、重点施策である自然エネルギー最大限導入への取組目標としまして、PPA事業者登録制度による太陽光発電設備導入件数を、2025年に130件、2030年に300件、年間30から40件の目標を設定しているところがございます。

令和4年9月の事業者登録から、約5か月が経過しまして、本年1月末現在では、県内で27件の契約実績がございまして、着実に進んでいると認識しております。また、登録事業者への聞き取りでは、県民の皆様からは初期費用0円で電気料金が安くなるなら、是非設置したいとか、災害による停電時にも電気が使えて安心などの声が寄せられていると聞いております。

山田委員

電気料金が高騰しているという中でのこの事業というのは、当然関心をもっとあっても

いいのかなと思っていますんですけれども、その辺の状況について御報告いただきたいのと、もう一つの問題で、共同購入です。これも、前の年度からも質問に答えていただいたり、県として、これに力を入れて取り組もうということになっているんですけれども、非常に難しい状況にあると思うんですけれども、その状況等々について御報告ください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

まず、山田委員から、電気料金高騰の中で太陽光発電への関心ということでございますが、我々も、電気料金の値上げという機会を捉えて、こういう自家消費していただく太陽光発電を積極的に県民の皆様を導入していただきたいということで、広報活動として県ホームページ等はもちろんのこと、加えまして、県政だよりOUR徳島とか、県内全市町村に広報誌掲載依頼をしております、市町村のほうにも御協力いただいております。

そうした中、本年1月には新聞の折り込みチラシも活用しまして、広く周知を行っていたところ、登録事業者のほうに確認しましたら、折り込みチラシ実施後から1月末までには、約100件の問合せを頂いているということでございます。

今後も、初期費用0円事業を丁寧に情報発信することで、太陽光発電の普及促進をはじめ、自然エネルギーの最大限導入にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

もう1点の太陽光発電設備の共同購入の進捗状況ということで御質問を頂きました。

共同購入につきましては、太陽光発電設備等の共同購入に御参加いただく県民の皆様を募りまして、一括して調達することにより、太陽光発電設備等を通常よりも安く導入することができるものでありまして、県内住宅等への太陽光発電設備等の設置を後押しするものでございます。

この共同購入事業のスキームとしましては、効果的な広報やコールセンターを設置して電話対応を行う支援事業者、それから、材料の調達、施工を担う施工事業者が営業と施工、それぞれの分野でのノウハウを活用して、より効果的に既築向けの太陽光発電設備の普及促進を行う仕組みでございます。

実施に当たっては、県民の皆様にも共同購入のスケールメリットである導入価格の安さを実感していただくとともに、地元企業にビジネスチャンスを広げるなど、事業開始に向けて地元企業へのヒアリングを実施するなど、鋭意、準備を進めてきたところでございますが、輸入部材の高騰の影響とか、共同購入に関しても、地元企業の皆様からは、資材高騰により導入コストが増えることで、県民の皆様の負担が大きくなるということとか、企業にとっても利益率が低くなるといった御意見がございまして、企業側も事業に参画する時期を見極めているという状況でございますが、引き続き、地元企業の御意見を伺いながら、共同購入による住宅への太陽光発電設備の導入促進にしっかりと取り組んでまいります。

山田委員

その説明は、ある程度は分かるんですけれども、県として、目玉事業の一つであった共同購入については、今後、どういうふうに対策を強化していくのか。成り行き任せと言ったらおかしいけれども、そういう状況で進めていくのか。

既に、他県では大変な中、実施している所もあるわけなんですけれども、その辺の状況も踏

まえて、県としてこの事業をどうしていくのか。これでは当然、今年度中には見通しが全く立たないと。来年度以降ということになりそうなんですけれども、その見通しも含めてお答えください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

山田委員から、共同購入について、今後どう進めていくのかという御質問でございます。やはり、今、山田委員のお話にありましたように、他県でも進んでいる所はございまして、そういった所の状況も、どういった工夫をして取り組んでいるのか情報収集しながら、そして、導入する県民の皆様へのメリット、それから地元企業へのメリットということも考慮しまして、引き続き、経済情勢等も含めて、アンテナを高くして情報収集して、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

これについても引き続き、付託委員会で聞いていきたいと思っております。

太陽光発電については、非常に関心が高まっている状況もあります。それだけに、県としても何らかの支援を強めて、既に他県では、また、県内市町でもそういうことに取り組まれている所もあるので、是非とも強く推進を図っていただきたいと思っております。

最後の質問になるんですけれども、消費者行政について、先ほど説明がありました。飯田消費者政策課長の前の発言でもあった、特に悪質商法に絡んだ消費生活相談特別対策期間の取組です。現段階の相談状況、そして課題について御報告ください。

飯田消費者政策課長

ただいま山田委員から、悪質商法対策の取組についての御質問がございました。

今年度、11月の補正予算におきましてお認めいただいた予算をもって、県におきましては、1月から3月までを消費生活相談特別対策期間と位置付けまして、様々な取組を集中的に展開しているところでございます。

大きく言いますと3点ございまして、1点目が消費生活相談員等に対する研修会の開催でございます。2点目が県消費者情報センターにおける悪質商法に関する相談機能の強化でございます。3点目が全世代に向けました消費生活相談窓口の周知。このような形で取組を進めております。

それぞれにつきまして、現在のところ進めている内容について御報告させていただきますと、まずは、1点目の消費生活相談員等に対する研修会の開催。こちらにおきましては、まず、悪質商法に対して的確に対応できる人材を育成するというところで、県内の消費生活相談員をはじめとする地域人材の方に対しまして、悪質商法への対応をテーマとする研修会を開催しているところでございます。

先月1月25日には、徳島県内全ての市町村に設置されております見守りネットワークの構成員に対する会議の場におきまして、靈感商法などの消費者被害に遭わないためにと題して、全国灵感商法対策弁護士連絡会の事務局長をされております川井弁護士さんに御講演いただき、聴講させていただいたところでございます。

それから、2点目の県消費者情報センターにおける悪質商法に関する相談機能の強化、

こちらのほうにつきましては、県民が抱える様々な消費者問題の解決に向けた相談対応を行うということで、県の消費者情報センターにおきまして、弁護士、また、心理専門職と連携をいたしました、心のケアも含めた消費生活相談を実施するというところで、体制を構築させていただいているところでございます。

現在の状況でございますけれども、法律相談につきましては3人の方が法律相談を受けられております。心のケアの相談につきましては、現在のところは御相談はゼロといった状況でございます。

こちらにつきましては、まずは、体制を作りまして、しっかり相談を受け止める。そして、相談ができる体制を作ることが大事だと思っておりますので、引き続き進めてまいりたいと思います。

3点目に、全世代に向けました消費生活相談窓口の周知ということでございます。こちらにつきましては、悪質商法に関する消費者被害の未然防止や早期発見を図るために、様々な媒体を活用して、若年者から高齢者まで全世代に向けまして、県内の相談窓口、また消費者ホットライン188に関する広報を行って、消費生活相談窓口の利用を促すものでございます。

1月23日には新聞折り込みチラシによりまして、悪質商法に御注意、188又は県のセンターに相談をといた内容のチラシを配布させていただいております。また、テレビにおきましても、現在四国放送で15秒スポット、ケーブルテレビでも放送をさせていただいております。それから、SNSを使った発信ということで、県内の皆様に向けまして、ターゲット広告を展開し、いろいろなSNSを見る中で、悪質商法に関する情報に御注意をといたものを広告で出ささせていただきまして、そこから現在、県が作っております特設サイトのほうに飛ばしているといったような状況でございます。また、今後、タウン誌への掲載でありますとか、そうした取組も進めてまいる予定といたしております。

現在のこの期間における相談状況でございますけれども、今年1月中の相談件数、こちらにつきましては261件という状況になっております。ちなみに、昨年1月の件数は180件となっておりますので、対前年比で145パーセントということで、多くの皆様に相談窓口というものを知っていただき、実際に御相談を頂いているといった状況でございます。

課題ということでございましたけれども、もちろん、この事業趣旨でございます、悪質商法に対する的確な対応といったところ、一つは相談員などの人材の育成、それからもう一方で、県民の皆さんからの御相談を受けると。そうした体制をしっかり作ることが大事だと思っておりますので、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

山田委員

これについて、また付託委員会で聞いていきたいと思っております。

吉田委員

まず、山田委員から質問がありましたけれども、太陽光発電に関する質問を一つしたいと思っております。

来年度の事業で、県有施設・自家消費型太陽光発電率先導入事業というのが計上されて

いますが、これは、県有の施設に太陽光発電とか蓄電池を設置するというものだと思うんですけども、この事業について、もう少し詳しい情報がありましたら、今、お伺いできる範囲で結構ですのでお願いします。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま吉田委員から、県有施設の自家消費型太陽光発電の率先導入について御質問を頂きました。

本県では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けまして、脱炭素化を加速するため、県版脱炭素ロードマップを策定しまして、県をはじめ、市町村、民間企業等が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいるところでございます。

とりわけ、屋根置き自家消費型太陽光発電は、系統制約や土地造成の環境負荷がなく、蓄電池と組み合わせることで、災害時や悪天候時の非常用電源の確保というメリットがあることから、屋根置き自家消費型太陽光発電の導入を推進していくことは、極めて重要であると認識しております。

そこで、令和5年度の新規事業としまして、導入時の初期費用を低減するPPAモデルを活用して、自家消費型の太陽光発電設備と蓄電池を併せて県施設に導入することで、電力の脱炭素化と防災力の向上を図るということで、実施することとしております。

今、中身につきましては、詳しいことは申し上げられませんが、先行導入して脱炭素化に向けた取組を一層推進してまいりたいと、そのように考えております。

吉田委員

詳しいことは、また付託委員会でお聞きしようと思うんですけども、今、確認したいことがあります。先ほど、共同購入については、今、いろいろ課題があって、準備を進めている段階ということなんですけれども、できるだけ単価を安く設置していただきたいという思いがあるんです。

というのは、今、太陽光発電自体の発電単価が、世界ではすごく、もうぐんぐんぐんぐん下がってきておりまして、昨年、1キロワットアワー当たり2円というのを記録しております。日本では、まだ20円を切ったぐらいだと思うんですけども、やはり設置費用というのがネックになっているようで、今、設置費用が安い所でも1キロワット当たり20万円から30万円ということで聞いております。

県内の建築業者さんに聞くんですけども、徳島県は特に高いように感じるということで、民間が屋根に付けようとした場合、30万円ぐらいになっているということです。県が今度、県有施設に設置するというので、この単価というのは、やはり民間に大きく影響すると思うのです。これはPPA事業者への補助金ということなので、県が直接入札をするというのではないのでしょうか。どういう方法で単価が決まってくるのでしょうか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま吉田委員から、PPA事業による導入の単価ということで御質問を頂きました。

吉田委員おっしゃるとおり、市場価格というのは十、十五年前と比べると非常に低価格

になってございます。

今回、このPPA事業で導入する太陽光システムの価格でございますが、これは経済産業省のほうに、調達価格等算定委員会というのがございまして、そこが、令和4年度以降の調達価格等に関する意見というのを、昨年2月に出してございまして、その中では事業用の太陽光システムの価格、これは事業用なので10キロワット以上でございます。2021年に設置された物の平均値が、25万円ということで、今の段階ではこの金額を基に設置費用を試算しているところでございます。

吉田委員

一般的に、10キロワット以上の事業用というのは、10キロワット未満よりも安くなっていて、25万円というので、そんなところかなというように感じておりますけれども、これを世界並みになるべく安くしていくということが、大きく普及する上で非常に大事なポイントなので、県ができるだけ安くしていただきますように要望しておきますので、どうなったかということにも注目していきたいと思っております。

今でも、電気代が高騰しているので、付けたほうがお得というのがあるんですけども、いろいろ工夫されて初期費用0円というシステムを作っていただいておりますけれども、本当に爆発的に普及するためには、県のシステムを利用せずとも普及が進むということも、一方では大事だと思うので、この値段は是非よろしくお願ひしたいと思います。

次に、予定していなかったんですけども、教育委員会にお尋ねいたします。

来年度の施策の方針の中で、環境教育の充実ということで、エネルギー教育や放射線教育を実施することにより、エネルギーに関する理解の深化や、放射線に関する正しい理解を促進するというふうに書かれています。

この放射線に関する正しい理解を促進するということの具体的な事業、どういう教育を行っていくかということが、今、分かりましたらお願いします。

今田学校教育課長

ただいま吉田委員より、環境エネルギー教育についての御質問を頂きました。

本事業の目的ですけれども、本県における放射線、エネルギーの学習については、主として理科の授業の中で実践されております。

例えばですが、エネルギーの学習については、太陽光が持つエネルギーの活用やエネルギーの変換、発電、蓄電に関する実験を通しまして、児童・生徒にエネルギーの見方や、エネルギーの変換、保存といった学習内容の理解を促し、エネルギーについての考えを深めることができるようにすることを目的としております。また、放射線の学習につきましては、放射線に関する実験を通しまして、放射線に関する興味、関心や正しい知識を習得できるようにするというのを目的として実施しております。

事業の中身ですけれども、具体的には実験機器の購入と、それから施設見学、あとは、外部の講師さんからの講演会の実施を行っておりまして、令和4年度、本年度の計画といたしましては、県内の3校の県立高校、中学校において実験機器の購入等を予定しております。

例えば放射線学習に関する実験機器でございますと、放射線測定器の実験キットを整備

したりですとか、一方のエネルギー学習に関しましては、実験用の燃料電池自動車ですとか、実験用の小水力発電機といった物を、理科の授業でグループで使えるような数を整備するものでございます。

吉田委員

放射線に関しては、測定器を使って実験をしているということだったんですけども、ちょっと心配したのは、放射線の理解を深めるということで、副読本というのが文部科学科省から出されていると思うんですけども、そちらについての授業というのは、今、全ての学校でなされているんでしょうか。

今田学校教育課長

ただいま吉田委員から、副読本についての御質問を頂きました。

ちょっと今、にわかに現場の状況は分かりませんが、この事業の中で整備している放射線の実験キットで何をしておるかと言いますと、放射線源からの距離や強さの関係を調べたりですとか、遮蔽実験を行ったりすることができる実験セットということで、正しい放射線に関する知識を身に付けることができるといったものでございまして、これは国の補助制度を活用した事業となっております。

吉田委員

基礎的な、大変重要な授業を行っていただいていると認識するんですけども、副読本についてちょっと心配したのは、福島県での事故以降に、その以前に出ていた副読本が、放射線のメリットはたくさん書いてあるんですけども、デメリットについての記載が本当に不十分だったということで回収されて、その後何年かしてもう1回出た物もすごい批判に遭って、もう一度、幾つかの教育委員会では回収されたというようなことがあると聞いております。

令和3年にまた改訂されて、今年度、修正をされていまして、その内容をちょっと私はまだ十分に研究していないんですけども、そこら辺も、できたら研究していただいて、付託委員会で、また教えていただきたいと思います。要望しておきます。よろしくお願ひします。

扶川委員

最初に、海洋漂着ごみのことでお尋ねをします。

「とくしま海のブルー・リンク」事業に100万円が計上されておりますが、去年、月見ヶ丘海浜公園で行った事業のようなイメージでまたやるんだろうと思います。引き続きやってほしい。

それから、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実現に向けた啓発活動ということで、これも当然、引き続きやってほしいと思いますが、一方で、実際に現場で放置されている海洋ごみの回収について、具体的に進めることが重要だと思います。

補助金が二つほどあるように思うんですけど、徳島県海岸漂着物対策推進地域計画を見ますと、一つは環境省、一つは水産庁というように書いてあります。今年度のその予算

をみますと、各部で新しくなんでしょうね、海岸漂着ごみに関する予算というのが付いています。これは、前進してきたんだなと思うんですが、そのあたり、今年度、県としての取組というのは、前年度とどのように違って前進してきているのかということを確認したいので、説明してください。

松本環境指導課長

ただいま、特に県管理の海岸についての国の補助金を活用しての海岸漂着物対策についての御質問でなかろうかと思えます。

私から一般的な説明をさせていただきますが、海岸漂着物の円滑な処理につきましては、海岸漂着物処理推進法におきまして、海岸管理者で適切に処理することとなっております。ただ、その処理につきましては、この法律に基づきまして、海岸管理者からの申請を踏まえて、国から補助金が交付されることとなっております。そこで、港湾、海岸、河川海岸及び漁港海岸につきまして、それぞれの海岸管理者で、当該補助金に基づきまして、円滑な処理を行っているところでございます。

西岡河川整備課長

ただいま扶川委員から、各部での事業についてという御質問でございます。河川整備課所管の分について御説明をさせていただきます。

来年度予算は、1,500万円を計上しておりまして、海岸漂着物等の回収処理、それと環境学習と清掃活動を組み合わせた発生抑制の普及啓発を行っていく予定でございます。

佐野運輸政策課長

運輸政策課の事業として御説明させていただきます。

地域の住民や民間団体等のボランティア活動による海岸清掃につきましては、海岸の環境の保全を図る上で不可欠なものでありますことから、県をはじめ、瀬戸内海に面する、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、松茂町、こういった市町が参加し、ボランティアの協力を得て清掃活動を実施するリフレッシュ瀬戸内というのがございます。この実施を支援していこうというふうに考えております。

このリフレッシュ瀬戸内なんですけど、今年度は2件ほどでしたが、コロナ禍の前であれば、令和元年でございますが、7海岸で約2,500人が参加し、約8トンのごみを回収した、ボランティアの方と連携しながらやっている事業でございます。

また、必要に応じましてボランティア活動で集積したごみの収集、運搬、処分を海岸管理者で実施する等、引き続きボランティア活動との連携、支援にしっかり取り組むとともに、海岸管理者といたしましては、台風後における海岸漂着物の発生状況をしっかり確認いたしまして、その量、質、そして地域における要望、海岸利用における支障程度を踏まえまして、景観や環境の保全、海岸の利用の際に著しい支障がないように、引き続き漂着物の回収、撤去にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

太田農山漁村振興課長

生産基盤課におきまして、漁港海岸について管理をしてございます。

県内の漁港につきましては、全体で29漁港ございますけれども、うち県管理漁港が13港となっております。なお、第1種漁港というものが、地域が限定されている漁港ということで、こちらは市町村管理となっているところでございます。

平時、漁港内に発生した海ごみの処理につきましては、県が、漁港機能に支障を来す、漁港内の景観を損なうと判断した場合、とくしま海岸漂着物等地域対策推進事業により、海ごみの収集、運搬、処理を実施しているところでございます。

また、台風通過後など、漁港内に大量に滞留したごみにつきましては、漁船の航行や係留を妨げるなど、漁港機能や漁業活動に支障がある場合、同事業を活用し、漁協、地元市町と連携をして速やかにその処分を行っているところでございます。海ごみの処理対策は、本県漁業生産力の維持、増大につながる重要な取組であり、いかなる事態が生じても、漁業者の漁業活動を守っていきたいと考えております。

令和5年度につきましては、県内にある漁港、海岸保全区域内にある14か所の重点区域対象海岸を中心に、適切な海ごみの処理を実施してまいりたいと考えております。

扶川委員

話は分かりましたけれど、前年度と比べて予算はそれぞれ増えているんですか、減っているんですか、変わらないんですか。

西岡河川整備課長

扶川委員から、予算について前年度と比べてどうなっているのかという御質問でございます。

河川整備課の分、今年度、1,500万円を計上させていただきまして、来年度も1,500万円を計上させていただく予定でございます。

佐野運輸政策課長

運輸政策課におきましても、今年度2,000万円、そして来年度につきましても2,000万円ということで計上させていただいております。

太田農山漁村振興課長

申し訳ございません、生産基盤課所管の漁港に係る海ごみの処分について、事業費の資料を手元に持っておりませんので、後ほど御報告をさせていただきます。

扶川委員

余り増えていないということですね。それは残念です。

ボランティアの分については、コロナ前に比べて、コロナ後、減っているのをまた復活するという事なんでしょうけれど、今の徳島県の海岸の状況というのは、現場を回ってみますと本当にごみだらけですので、県として、海岸管理者として、本格的に撤去に取り組むのであれば、当然、予算も増えるのかなと思ったんですけど、増えていないんですね。

徳島県海岸漂着物対策推進地域計画の中にも重点海岸というのがあって、先ほども重点

海岸というのを幾つか、今年度もやるという話が出ましたけれど、マイクロプラスチックの清掃なんて、重点海岸だけでできるものではないですよ。どこの海岸でもプラスチックは流れ着いているので、どこでも製造されているんですよ。だから、マイクロプラスチックの製造元みたいな所を本格的に減らしていくためには、今までよりも踏み込んだ対応が要るのではないのでしょうか。

そのことについては、どのように取り組んでいかれるのか。統括している環境指導課の見解をお伺いしたいと思います。

松本環境指導課長

今、扶川委員から、マイクロプラスチックに対する対応ということで、更に踏み込んだ対応をすべきではないかという御質問を頂きました。

これにつきましては、現在、消波ブロックにおきまして、特にプラスチックが集まっているという状況がございます。徳島県の海岸線は、かなり長く、広くございます。ということで、今、お話がございました重点箇所。その中でも、それをまず調査をいたしまして、各海岸線、回収におきましては危ないところもございますので、安全性を検討しながら、今後、海岸管理者あるいは各市町、いろいろな関係者とともに、さらに、海岸漂着物の円滑な回収等について進めてまいりたいと考えているところでございます。

扶川委員

毎年の回収状況というのは、把握されていますか。各部局を集めて。海岸漂着物の組成はプラスチックなんかが一定、出ていますから、全体の重さが分かれば、ある程度推測できると思うんですけど、回収量、推移というのは把握されているんですか。

松本環境指導課長

回収量につきましては、それぞれの事業において量は把握できていると思うんですが、現在、その数量等につきましては、手元に資料がございませんが、適正に海岸漂着物の対応はしておるところでございます。

扶川委員

補助制度をもう少し活用すると、民間ボランティアの力なんかをもっと引き出せるし、これまでやってこなかった市町村についても、もう一歩踏み込んだ対応ができると思うんです。

環境省の海岸漂着物等地域対策推進事業補助金について、補助の仕組みについて、少しお尋ねしたいんですけども、これは、相当高い割合で国が補助してくれますが、結局、市町村にも負担は一部あるわけですよ。交付税でみてもらっても。そんなこともあって、これまで余り積極的にやられていない面もあったのではないのでしょうか。それで取り残しがたくさんあるというか、海岸の漂着ごみが全体として大きく減っていないのではないかなと思うんですよ。県と市町村もそうですけれど。

本格的にやろうと思ったら、この補助金を、例えばボランティアなんかも使えるようにしていかなくはないかと思うんですけども、この補助要綱みたいなポンチ絵を見ま

すと、ボランティアがやった場合にも補助できるというようになっていきますよね。ここをちょっと詳しく聞きたいんですけど、手順はどうしたらいいんですか。ボランティアが県の管理にしる、市町村の管理にしる、ごみの処理をしたいというふうに手を挙げたら、どこに補助金を申し出て、どこで判断をされるのか。それから補助される内容はどのようなものなのか。補助金額の上限はどのぐらいなのか。そういう情報があったら教えてください。

松本環境指導課長

まず先ほど、いろんな海岸漂着物対策に関して、ボランティア等の民間団体、あるいは関係機関等が連携してやっていくべきだという、そんなお話がございました。

それで、関係市町等に対して、法令や通知に基づいて、いろいろお話もさせていただいたり、あと、12月5日に徳島県海岸漂着物対策推進協議会というのを開催したところがございます。そこで、民間団体の方とか環境省、徳島海上保安部、あるいは沿岸市町、さらには、海岸管理者に御参加いただきまして、海岸漂着物対策について、いろいろ協議をしたところがございます。

そういう場を通じまして、この海岸漂着物対策をどんどん進めていきたいと思えます。

今の補助制度につきましては、度々、申し訳ございません、手元に資料がございませんので、また追って御説明をさせていただきたいと思えます。

扶川委員

どういふスキームかということ、ボランティア団体も理解していませんし、市町村も余り理解できていないところもあるのではないかなと思えます。だから、これからしっかり取り組んでいく上で、先ほどおっしゃったように、県の計画にも入っていますけれど、県と市町村、ボランティア団体、漁協、そういう所が協力し合って取り組まないといけな。適切な分担もしつつやっていくということが書いてありますので、もう一歩踏み込んだ計画が必要だと思えます。

見たところ、この徳島県海岸漂着物対策推進地域計画の中には、そこまで詳しく書き込まれていないと思えますので、もう少しこの計画も緻密に仕上げていく必要があると思えます。

前々から議論していますけれど、海岸漂着物の現状把握から始まらないといけなわけですけれど、それも全部把握されていないという状況もありますよね。どれだけの量があって、それを撤去するためには、どれだけの労力が要るんだろうかと思えます。見当を付けて、計画的に取っていくということをしなないと、いつまでもたっても減らないわけですけれど、膨大な作業とお金が掛かるというのは承知しております。けれども、千里の道も一歩からですから、まずはその計画を緻密にし、それから補助金の使い方も十分に研究して、それで市町村なりボランティアなりに情報提供して、県と一緒に取り組んでいただきたいと思えます。

ですから、付託委員会までに補助の仕組み、特にボランティア団体の中には補助金をもらいたい所がたくさんありますから、もらえればもっとできるのにといいところもありますから、是非教えていただきたい。

いろいろな物が要るんですよ。トン袋みたいなものが必要だったり，それから機器類，トラックを動かしたらトラックの借上げ代だって要るし，時には単純作業ではありませんけれども，有償ボランティアみたいな形でお金が少し出れば参加できるんだみたいな人もいますし，公共事業などでやるのに比べたら，はるかに安くボランティアでやる方法もあるんですよ。そんなあらゆる手段を使って，減らすようにしていただきたいと思っています。

それで一つだけ，最近，ボランティアの活動が行われた地域で，具体的には申し上げませんが，御存じとは思いますが，ボランティアが取ったごみは，本来は一般廃棄物として回収してくれるはずなのに，地元の自治体の焼却炉に引き取ってもらえずに，企業の補助金を使って，それで回収処理したというような例がありました。県下の市町村に対して，きちんとボランティアが集めた海洋漂着ごみを，一般廃棄物として引き取らなければいけないということが周知されているのかどうかということについて，確認を求めたと思うんですが，どのようになっていますか。

松本環境指導課長

今，扶川委員お話のとおり，ボランティアが回収いたしました海岸漂着物は，一般廃棄物となりますので，市町村が処理することとなります。

一般廃棄物の処理につきましては，各市町村の自治事務でございますことから，それぞれの自治体によりまして運用に違いがあるものと思われま

す。県におきましては，昨年5月に海洋ごみ問題に係る要望におきまして，ボランティア活動に取り組む団体が集めたごみの処理に困らないようにしてほしいとの御意見を頂いたことから，先ほども少し御紹介させていただきましたが，関係市町に対し，法令や通知に基づきまして，適切な対応を行うよう随時説明をするほか，12月5日に開催いたしました，民間団体，環境省，徳島海上保安部，沿岸市町，そして海岸管理者に御参加いただきました，徳島県海岸漂着物対策推進協議会におきましても，その旨，説明をさせていただいたところでございます。

今後とも，ボランティアの皆様がごみの処理に困らないよう，関係市町に対して引き続き説明をしてまいりたいと考えているところでございます。

なお，私自身もボランティア活動には参加しておるところでございます。回収したごみは，私の経験からしましたら，事前に自治体から提供されましたボランティア用の回収袋に分別して入れた上で，自治体において処理していただいているところでございます。自治体によっても，それぞれ運用に違いがあろうかと思えますけれども，一度にかつ大量に持ち込まれた場合などは，市町が行っております通常の処理業務に影響が想定されると。あるいは各市町それぞれに分別区分を定めておるところでございますので，事前に関係市町と調整することで解決する場合もあろうかと思えます。いろんな方法で解決する場合がありますし，また，先ほども申し上げましたように，機会を捉えまして，関係市町に制度等を周知してまいりたいと思えます。

扶川委員

徳島県海岸漂着物対策推進協議会の資料を頂ければと思いますので，よろしくお願

ます。

次に、脱炭素の取組についてお尋ねしますが、今回、県有施設について、太陽光発電設備を蓄電池と併せて載せていくというのは、非常に良い取組で、大歓迎です。

それに関連して、ちょっとだけ気になったんですけれども、今度、木造の県営住宅に、太陽光発電とか断熱化とかを取り入れられるのですね。教えてください。

早澤建築指導室長

a w a もくよんプロジェクトの省エネ基準への適合状況についての御質問かと思いません。

現在、事業を進めている a w a もくよんプロジェクトにつきましては、令和2年度の国土交通省が定める公営住宅等整備基準にのっとり設計しており、Z E Hには適応しておりません。ただ、換気あるいは空調、照明、給湯などに要する、いわゆる一次エネルギー消費量については、Z E Hと同等の性能を有しております。

なお、公営住宅等整備基準が昨年度改正され、Z E H水準の省エネ措置や太陽光発電の設置が原則必要となってくることから、今後の県営住宅を建設する際には、Z E Hに対応したものとなると考えております。

扶川委員

Z E B化とか、Z E Hとか、先取りするべきでしたよね。こうなるのは目に見えているので。特に、新築の公共施設については、年度を決めて、もうZ E B化が義務付けられて、Z E B化といってもいろいろなレベルがありますけれど、この4階建てには、今からでも太陽光発電設備を載せられないんですか、どうなんですか。

早澤建築指導室長

屋根に太陽光発電設備をこれから設置できないかという御質問かと思えます。現在、太陽光発電以外はZ E Hと同等の省エネルギー化を図っております。建物もほぼ完成しておりますので、先ほども申しましたが、今後、建設する際につきましては太陽光発電も含め、Z E Hに対応していきたいと考えております。

扶川委員

コンクリートを作るのにものすごいエネルギーを費やすわけですから、コンクリートではなくて、木材を使って建物を造るというのは、脱炭素の観点からは非常に良い取組だと思うんですよ。だから、せっかくそういう物を造るんですから、最大限の可能性を生かすという観点で造っていただくべきだったと思いますし、まだ可能性があるんだったら、今後も、断熱と太陽光発電設備の設置を検討していただきたい。ちょっと要望しておきます。

それから、こういう物を造っていく際に、コンクリートで造る場合と比べた費用の比較もあっていいと思うんです。単純に、高いから、割高になるからやめておこうなんてことをやっているとしたら、脱炭素は、もう本当に待ったなしの状況ですから、そういう発想では駄目で、公共的な施設というのは、少々高く付いても、脱炭素に寄与するのであれば、そこ

に重点を置いて造っていくという考え方もありだと思うんですよ。そうしておかないと、もしかしたら、この木造の4階建ての住宅というのは、余りこれから広がっていかないのかなという気もするんです。だから、費用比較をしてほしいんです。同じ戸数を造るのに、どれだけの費用が掛かるのか、掛かったのか。あるいは今後、コストダウンができる可能性が見通せるのかどうかとか。そういうことを考えていかないと、展開していかないと思うんですけど、いかがですか。

早澤建築指導室長

建物をコンクリート造にするか、あるいは木造にするかについての比較の御質問かと思いますが、基本的には現在、2050年カーボンニュートラルに向けまして、積極的に木材を使うということで、県としても取り組んでおります。

また、今回は、県営住宅としては全国初の建設ということで、全国の模範として、今後木造の県営住宅に取り組んでいただければと考えております。

費用比較については、やはり費用対効果も含め、しっかり検討していきたいと考えております。

扶川委員

促進の観点でお聞きしておりますので、是非検討して、費用を抑えつつ、脱炭素につながっていくような道がないか、最大限可能性を探って、推進していただきたいと思っております。

それから、学校施設についてもお尋ねしておきたいんですけど、これまで、保護者が負担しておった電気代を、県がにわかに負担するようになった。私は答弁を聞いていて、思わず遅いわと言ってしまったのですが、これは良いことです。市町村立の学校には、そんな負担はないですから。でも、その電気代が高騰していますから、学校の施設の断熱化によって電気代を抑えるというのが、非常に大事なのではないかなと思うんです。換気も必要になってくるので、なかなか難しいと思っておりますけれど、それについて、県教育委員会として何かお考えはありますか。

今田学校教育課長

ただいま扶川委員より、学校における環境に配慮した施設の整備の考え方について御質問を頂きました。

学校施設につきましても、自然環境を考慮した施設、エコスクールと呼んでいますが、この整備が求められるところと認識してございます。一般論となりますけれども、地域や児童、生徒に対して優しく、建物や資源、エネルギーを賢く長く使うといった点での検討というのは必要なことだと考えております。

県立学校の施設におきましては、老朽化している施設の改築や耐震改修を実施してきたところでございまして、令和元年度からは長寿命化の改修に着手をしているところでございますが、これらの工事に当たりましては、環境に優しく造るための環境負荷の少ない材料の活用として、例えば再生材料や石材など自然材料の活用といったことを実施してございます。

また、賢く長く使うといったことで、建設、維持管理、修繕、解体というライフサイクルを通じたコスト低減やエネルギー負荷を少なくする必要があると考えられ、そのための自然の活用として、例えば通風、採光、太陽エネルギーの利用などが挙げられます。また、資源を無駄なく、効率よく使う計画として、太陽光発電装置の設置ですとか、太陽光パネル付きLED照明灯の設置などを、県立学校・避難所施設強化・充実事業といったものの中で実施したところがございます。

今後も、実施可能なものから、こういった工事の中に取り入れまして、地球、自然環境を考慮したエコスクールの整備を進めてまいりたいと考えております。

扶川委員

もう、大分昔ですけど、私が議員になったばかりの時、もう何年前になるのかな、忘れてしまった。そのくらい前の時に、冷暖房なんてぜい沢なことをさせるなというような議論をしていたんですね。まあ、何と時代は変わるものだと思います。

やはり、先を見てやっていくべきだと。だから、新しい学校施設を造るときには、是非、限りなくZEB化につながるような形で造っていただきたいし、改修に当たっては、今、自然に優しい部材を使うというのは良いことですが、断熱ということも、これは非常に効果的ですので、取り組んでいただくということを要望しておきたい。

あと2点だけ。民間住宅の屋根を活用するということは、脱炭素に非常に有効です。ところが、新築住宅であっても太陽光パネルを載せていない所は相当多いのではないのでしょうか。これは、将来に禍根を残すと思います。新築住宅を建てるときには、太陽光発電設備なり蓄電池を付けると得だよという環境を作ることで、初めて民間住宅の場合は進んでいくんだと思うんですけど、そういう制度設計が必要だと思うんです。思い切った取組をしないといけない。

それです、お聞きしますが、民間の新築住宅で、どの程度、太陽光発電設備を載せられていますか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま扶川委員から、新築住宅の太陽光発電設備の設置状況について御質問を頂きました。

2021年度に県内で建てられた一戸建ての新築住宅の戸数が、まず2,313戸ございまして、それが分母になります。住宅用ですので、10キロワット未満のFIT、固定価格買取制度導入の件数が1,106件ございまして、これは飽くまでも推計なんですけれども、一般社団法人太陽光発電協会のデータ推計によりますと、そのFIT件数のうち8割が新築住宅のFIT導入という数字が出ています。1,106件でございますので、約880件、これが分子になりまして、割合としましては、約38パーセントが設置されているという状況でございます。

扶川委員

まだ少ないと思いますね。もう、八、九割と、ほとんどの新築住宅には載っていくようにしないと。1回造ってしまうと、先ほどの県営住宅の話ではないけれど、厄介なことに

なります。脱炭素は後がないわけですから、これから限りなく100パーセントに近付いていくような制度設計をどうしたらいいか、是非、検討していただきたいなと思います。

もう時間がないので、あと1点だけ。愚痴みたいなことを言いますけれど、徳島県庁に消費者庁の出先機関が来ていますが、来て良かったという実感が県民にあるんだろうかと。どういう点が良かったんですか。私は、ちょっとよく分からない。

ただ、高校生がエシカル甲子園みたいなことをやっているのは、それは良いと思うんですけど、別にそんなものは、消費者庁がなくてもできるのではないですか。だから私自身は、消費者庁が来たんだから、陳情も上の階へ行ってやればいいので、これは便利やなと思って、お聞きしたいことがあるので陳情に行きたいということを担当課に申しあげた。大分前の話ですけどね、駄目ですと言われた。そういう窓口を置いていない。それから、どうもそういう機能もないようです。そうなんですか、もう一遍教えてください。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

令和2年7月に、本庁機能を備えた恒常的拠点として、消費者庁の新未来創造戦略本部が県庁の10階に開設されたところでございます。

新未来創造戦略本部におきましては、徳島を実証フィールドに、全国展開を見据えましてモデルプロジェクトを様々実施されており、着実に成果を重ねておるところでございます。

具体的な成果といたしましては、高齢者等を消費者被害から見守る、見守りネットワークにつきましても、本県におきましては県内全ての市町村に設置されておるところでございます。こちらの見守りネットワークの設置につきましても、全国的には兵庫県と本県のみが全ての市町村に設置をされているところでございます。

また、エシカル消費につきましても、本県におきましては、エシカル消費の認知度が50パーセントを超えており、2人に1人は知っているという状況でございます。こちらのほうも全国水準と比べて高い水準となっているところでございます。

また、事業者が消費者の視点に立って経営をしております、消費者志向経営につきましても、本県は東京都に続く第2位というような消費者志向自主宣言事業者数となっております。

このように、消費者行政につきましても、県民の皆様に安心、安全を実感していただけるような、全国をけん引する取組が進められておると感じておるところでございます。

今後とも、新未来創造戦略本部と連携いたしまして、徳島県の消費者行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

扶川委員

今、おっしゃっていただいたような取組は、別に消費者庁が上になくとも、やる気があればどこでもできる。だから兵庫県なんかはやれているんでしょう。

だから、それは私がお尋ねしたことと直接関係ないと思うんです。私なんかからすると県庁の上に来て、東京都にあるのと同じような距離感なんです。全然、行ったことがないですから。視察というか申入れには行けないと聞いたので、行っていません。距離が縮まっていない。少なくとも、県議会議員とか、市町村議会議員とか、住民も陳情要

望の聞き取り窓口くらいは作ってほしいです。それを消費者庁に求めてほしいです。

直接会えないとしても、担当がこちらにいないとしても、今、オンラインで仕事をしているんでしょう。消費者庁の本庁とオンラインでつながっているんだから、それを使わせていただいたら、本庁の人と直接話ができるのではないですか。

やはり、地方にそういう出先機関が来たんだから、これは便利になったなという実感が湧くような仕組みを作ってくださいよ。私は、是非上へ行って、消費者行政について、徳島県はこう言っているんだけど、消費者庁はどうなんだと聞きたいですよ。それができれば、高い費用を払って、政務活動費を使って東京へ行く必要がないわけです。そういう要望をしていただけませんか。それだけ聞いておきます。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

現在、新未来創造戦略本部におきましては、直接県内の市町村に出向きまして、先ほどの見守りネットワークの設置等についての御説明等も頂いているところでございます。

また、視察等の受入れもされているところでございますので、今後も、新未来創造戦略本部と共に消費者行政を進めるように、視察等の受入れとか、県内市町村への取組についても進めたいと思っております。

扶川委員

直接伝えていただけないんだったら、私が行きますから、アポイントメントを取ってくれませんか。要望しますから。

飯田消費者政策課長

ただいま扶川委員から、新未来創造戦略本部に対する御意見を頂いたところでございます。

先ほど、島田消費者行政グローバル担当室長のほうからも御説明しましたとおり、新未来創造戦略本部につきましては、徳島県を実証フィールドとするモデルプロジェクト、そして国際消費者政策研究という、大きな2本柱の下で政策を進めているところでございまして、その成果につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

今、扶川委員のほうからお話がありました、消費者庁の施策に対して、申出やお問合せ、また情報提供といったことにつきましては、消費者庁においては、これは新未来創造戦略本部だけではなくて、日本中どこからでも連絡ができるように、ホームページの一番頭の所にそうした窓口を設けておりまして、代表のほうに連絡を頂きたいと書いてございます。

先ほど、扶川委員からお話がございました件につきましては、新未来創造戦略本部のほうにはお伝えをいたしたいと思っております。

喜多委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、以上で質疑を終わります。

これをもって、消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。（12時11分）